

FAX送付案内

令和4年4月18日

A4 3枚（本状含む）

関係各位

鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（国内20例目、国内21例目）

平素よりお世話になっております。

4月16日、北海道白老町の採卵鶏農場（今シーズン国内20例目）及び北海道網走市の家きん農場（今シーズン国内21例目）において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

【農林水産省情報提供】

【国内20例目】

【概要】

- ・所在地：北海道 白老町
- ・飼養状況：採卵鶏（約52万羽）

【経緯】

- ・4月15日：北海道は、白老町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- ・4月15日：当該鶏について鳥インフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- ・4月16日：当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

【国内21例目】

【概要】

- ・所在地：北海道 網走市
- ・飼養状況：だちょう（エミュー）（約500羽）
採卵鶏（約100羽）

【経緯】

- ・4月16日：北海道は、網走市の農場から、だちょう（エミュー）の死亡羽数が増加しているとの通報を受けて、農場への立入検査を実施。
- ・4月16日：当該家きんについて鳥インフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- ・4月16日：当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生については、国内外で報告されております。

家きん農場等においては、引き続き、侵入防止対策の徹底をお願いします。

なお、家きん飼養農場において本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

☆個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫（バイオセキュリティ）対策の徹底をお願いします！！

毎月29日（2月は9日）は畜産の日！県内一斉消毒の日！

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/index.html>

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内20例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内20例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

タイト 印刷

令和4年4月16日
農林水産省

本日、北海道白老町（しらおいちょう）の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内20例目）されました。

これを受け、農林水産省は、本日10時40分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

所在地：北海道白老町

飼養状況：採卵鶏（約52万羽）

2. 経緯

(1) 昨日（4月15日（金曜日））、北海道は、白老町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明しました。

(3) 本日（4月16日（土曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1. (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、

(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、

(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等

必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 政務と北海道知事との意見交換を実施し、北海道と緊密な連携を図る。

5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

7. 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

8. 「疫学調査チーム」を派遣。

9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

令和4年4月16日

農林水産省

本日（4月16日（土曜日））、北海道網走市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内21例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

所在地：北海道網走市

飼養状況：約500羽（だちょう（エミュー））、約100羽（採卵鶏）

2. 経緯

(1) 本日（4月16日（土曜日））未明、北海道は、網走市の農場から、だちょう（エミュー）の死亡羽数が増加しているとの通報を受けて、農場への立入検査を実施し、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(2) 本日（4月16日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに決定します。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和4年4月16日（土曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。